

## 山口県飼犬等取締条例

昭和四十七年十二月二十五日  
山口県条例第五十二号

山口県飼犬等取締条例をここに公布する。

山口県飼犬等取締条例

(目的)

第一条 この条例は、犬による人畜その他への害を防止することにより、社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「飼主」とは、犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者)をいう。

2 この条例において「飼犬」とは、飼主のある犬をいう。

3 この条例において「野犬」とは、飼犬以外の犬をいう。

4 この条例において「係留」とは、飼犬を綱、鎖等で固定した物につなぎとめること又はおりその他の障壁を設けて収容することをいう。

第三条 削除

(平一二条例五六)

(係留)

第四条 飼主は、飼犬を人畜その他に害を加えないように常に係留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬である飼犬をその目的のために使用するとき。

二 人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。

三 品評会、競技会、曲芸その他これらに類する催物に供するために飼犬を使用するとき。

(遵守事項)

第五条 飼主は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 人畜に危害を加える性癖のある飼犬には、口輪の取付けその他必要な措置をとること。

二 飼犬が道路、公園その他の公共の場所をよごしたときは、直ちに汚物の処理その他必要な措置をとること。

三 飼犬を係留する場所を常に清潔にすること。

(遺棄の禁止等)

第六条 飼主は、飼犬を捨ててはならない。

2 飼主は、その飼犬が不要となつたときは、当該飼犬を譲渡する場合を除き、その旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(加害の届出)

第七条 飼主は、その飼犬が人をかんだことを知つたときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(措置命令)

第八条 知事は、飼主が第四条若しくは第五条第一号の規定に違反していると認めるとき又は飼主が前条の規定による指示に従わなかつたときは、当該飼主に対し、人畜その他への害を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(捕獲等)

第九条 知事は、あらかじめ指定する職員(以下「指定職員」という。)をして野犬及び第四条の規定に違反して係留されていない飼犬(以下「野犬等」という。)を捕獲させ、これを抑留することができる。

2 知事は、前項の規定により指定職員が野犬等を捕獲しようとする場合において、これを捕獲するためやむ得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、指定職員をしてその飼主又はその他の者の土地、建物その他の場所(人の住居を除く。)に立ち入らせることができる。ただし、当該場所の管理者又はこれに代わるべき者が正当な理由により拒んだときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により飼犬を抑留したときは、飼主の知れているものについては当該飼主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼主の知れていないものについては規則で定めるところによりその旨を二日間公示しなければならない。

4 知事は、飼主が前項の通知を受け取つた後又は同項の公示期間満了の後一日以内にその飼犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない飼主がその旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

(薬殺)

第十条 知事は、野犬等が人畜その他に害を加えることを防止するため緊急の必要がある場合において、通常の方法によつては野犬等を捕獲することが困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、指定職員をして野犬等を薬殺させることができる。この場合において、知事は、人畜に被害を及ぼさないように、あらかじめ、当該区域及び隣接区域の住民に対し、野犬等を

薬殺する旨を周知させなければならない。

2 何人も、前項の規定により指定職員が野犬等を薬殺するために配置した毒えさを捨て、埋め、又は移動させてはならない。

3 第一項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

(立入調査)

第十一条 知事は、第八条の規定による措置命令を行なうため若しくは当該措置命令の履行の状況を調査するため必要があると認めるとき又は前条第一項の規定による薬殺を行なうため若しくは当該薬殺の状況を調査するため必要があると認めるときは、必要な限度において、指定職員をしてその飼主又はその他の者の土地その他関係のある場所に立ち入らせ、調査させ、又は関係人に質問させることができる。

(証明書の携帯)

第十二条 指定職員は、その業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(費用の負担)

第十三条 飼主は、第九条第一項の規定により抑留された飼犬の返還を求めるときは、当該飼犬の飼養管理費及びその返還に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の費用の額は、規則で定める。

(市町との連携)

第十三条の二 県は、犬による人畜その他への害の防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(平一七条例五二・一部改正)

(規則への委任)

第十四条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十五条 第八条の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第六条第一項又は第十条第二項の規定に違反した者

二 第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十一条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平四条例三・一部改正)

第十七条 第四条の規定に違反した者は、科料に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第三号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第五二号)

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。